

建築物等調査員が地域内を巡回します

本市における建築物やブロック塀等の件数や分布状況を把握し、道路の安全対策をさらに推進するため、主要な道路沿道やスクールゾーンを対象とした建築物等の調査を実施します。スクールゾーンにおいては、一定規模以上のブロック塀等の所有者等に安全対策に係るチラシをポスティングします。

実施期間中は、調査員が巡回しますので、調査への御理解と御協力をお願いします。

調査対象

- ・ 主要な道路沿道における一定規模以上の建築物及びブロック塀等
- ・ スクールゾーンにおける一定規模以上のブロック塀等(対象には、チラシの配布)

調査内容

敷地には立ち入らず、計測器やカメラを使用する外観調査

※ 調査員が、周辺の住民の方にお話をお伺いすることはありません。

調査員

市が委託した専門的な知識を有する事業者が調査を行い、調査員は市が発行する身分証明書を携行のうえ調査します。

調査期間

令和2年10月～令和3年2月

住宅の耐震化、塀の撤去費用を補助します

住宅の耐震化

対象：昭和56年5月以前建築の木造2階建て以下一戸建て住宅（空き家を除く）
補助：診断（上限2万円）、改修、建替え（上限100万円）

塀の撤去

対象：道路に面する高さ80cmを超える塀で、通行人の安全確保のため撤去するもの
補助：撤去（上限10万円、スクールゾーンは上限15万円）

※ 要件等は、お問い合わせください。

〔問い合わせ〕

都市整備部 建築指導課 管理グループ
電話：632-2573